

はじめに

平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年に国において「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「いじめ防止基本方針」という）が定められました。そして、国のいじめ防止基本方針を参酌し、本県においていじめ防止等に主体的・積極的に取り組むよう、平成 26 年に「高知県いじめ防止基本方針」（平成 29 年 3 月改定）を策定しました。

「高知県いじめ防止基本方針」にもとづき、「いじめのない、心豊かで安全・安心な社会の実現」を基本理念として、これまで県民総ぐるみでいじめの防止等に取り組んできました。

いじめは、子どもの生命や心身の成長及び人格の形成に影響を及ぼす重大な問題です。しかしながら、いじめの定義が県民に十分に理解されていない状況があることや、いじめに気付くことができず、あるいはいじめに気付いていても適切な対応ができず、つらい思いをしている子どもが今もなおいること等、本県はいじめ防止等のための対策はまだ課題があると考えています。

こうした現状を踏まえ本県では、高知県いじめ問題対策連絡協議会において、「子どもたち一人一人の尊厳を守る」という視点で、いじめ問題の解消に向けこれまでの取組を検証するとともに、より効果的な取組等について協議を重ねてきました。そして、これまでの協議や高知県いじめ防止基本方針をより具体化したものとして、このたび「『高知家』いじめ予防等プログラム」を作成することとしました。

このプログラムは、学校の教職員、地域や保護者、関係機関・団体、大学等の専門機関の方々からご意見をいただきながら作成を進めてきましたので、「高知家」の皆様の子どもへの愛情や願いがこもったものになったと確信しています。

各学校や保護者、地域、関係機関・団体等の皆様には、本プログラムを積極的に活用し、いじめに関する理解と日常の取組に生かしていただきますようお願いいたします。

そして、子どもたちが安全・安心に過ごし、心豊かで笑顔あふれる「高知家」が実現できるよう、今後ともご協力をお願いします。

令和 2 年 3 月

高知県教育委員会事務局 人権教育課長